

小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免制度

～ 新築住宅の固定資産税が5年間免除されます ～

この制度は、新築住宅の取得を税制面から支援することにより、小坂町に定住していただき、人口減少に少しでも歯止めをかけることを目的に創設した町独自の制度です。

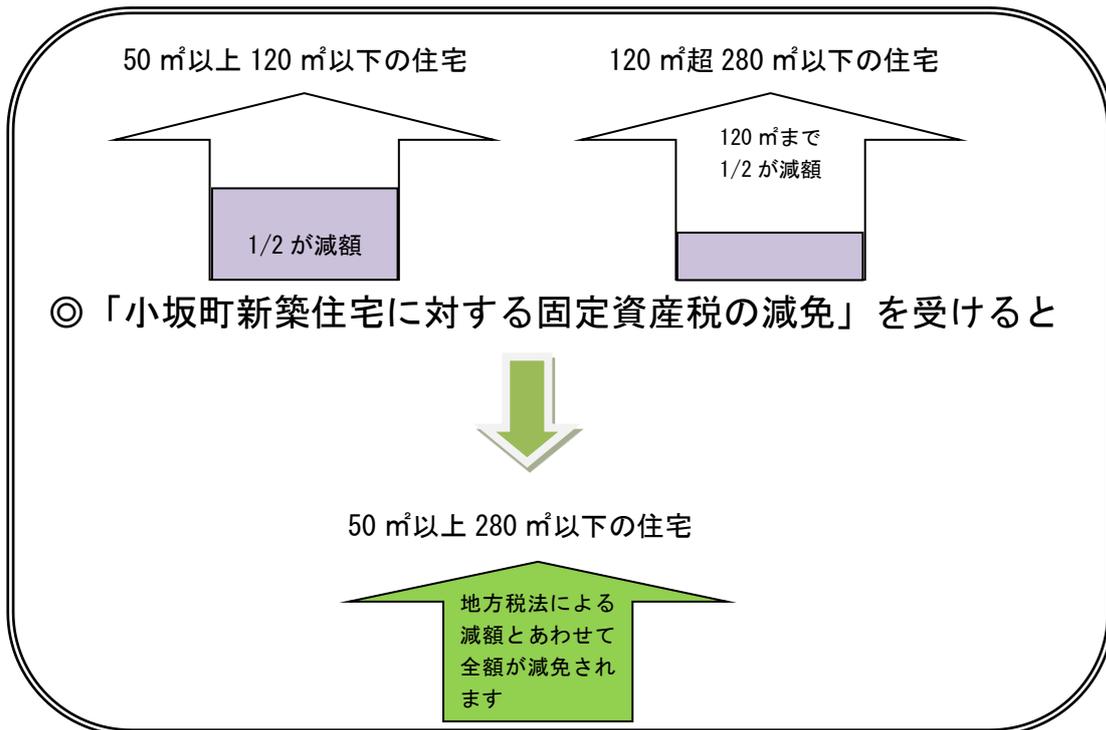
●減免を受けることができる新築住宅（以下の条件をすべて満たすもの）

- ①平成23年1月2日から令和8年3月31日までに完成し、登記が完了した住宅
- ②地方税法に基づく新築住宅減額の適用を受ける住宅

●減免を受けることができる対象者（以下の条件をすべて満たすもの）

- ①小坂町において他に住宅を有していない者（建て替えは対象となりません）
- ②対象住宅に居住していること
- ③対象住宅が共有名義である場合、2分の1以上の共有持分を有していること
- ④本条例に基づく減免措置を受けている同一世帯員がいないこと
- ⑤本人及び同一世帯員に町税等の滞納がないこと

●減免のイメージ図（上段：地方税法の減免、下段：地方税法と町制度の減免の合計）



（注1）地方税法による減額は3年間を対象とした住宅もあるが、地方税法の減免がなくなった後の期間についても、全額この制度で減免します。（5年間）

（注2）全部減免には、地方税法に基づく新築住宅に係る固定資産税の減免を含みます。

（注3）住宅に店舗等が含まれている併用住宅で、居住部分の床面積が全体の1/2以下の場合は適用されません。

●減免の期間 5年間